

中村学園大学短期大学部服装に関する細則

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学短期大学部学生生活に関する規程第5条に基づき、学生の服装の基準及び徽章について定める。

(服装の基準)

第2条 服装の基準は次のとおりとする。

- (1) 日常の服装及び学外実習時の服装は、学生らしい品位を保ち、修学の場にふさわしいものでなければならない。
- (2) 入学式、卒業式、創立記念式典及びその他の式典に臨む服装は、その場にふさわしいものでなければならない。

(徽章)

第3条 徽章については別表第1のとおり定める。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1

徽章について

- (1) 徽章は次のとおりである。



- ①大学の文字のまわりに銀色で型どってあるのは「セロリ」を図案化したもので、これは野菜のうち最も古い歴史を持つものとして重宝がられたものである。
- ②N. G. J. C. は Nakamura Gakuen Junior College の略。
- ③この徽章は昭和33年度に制定され、昭和42年度から学校名変更に伴い英文頭文字が変更された。